

6. 5. 18
2473

勞務券一八七四號

昭和六年五月十二日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏
社会局長 官殿

近藤友禎工場労働争議解決ノ件

要旨
1. 争議系例ニ於テハ工場所引及十九日未携及四所
市町商會ニ争議解決ノ轉達方ヲ依頼セルモ拒絶セラレ
2. 事業主側不考加味工十一名ヲ以テ作業ヲ继续セリ
3. 十日労働會見同場解決セリ

標記工場労働争議ニ付テハ既報ノ如ク十九日未携及四所
左記ノ通り